

## 第1回北杜市行政不服審査会会議録

日 時 平成29年12月27日(水) 午前10時00分～午前11時00分

場 所 北杜市役所 西館2階会議室

出席者

委 員 坂本仁、小川昭二、近藤徹、柴井英記、中沢朝征

事務局 総務部長 高橋一成、総務課長 山内一寿

法制訟務担当 進藤修一、窪田圭司

次第

1 開会のことば

2 総務部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 審 議

(1) 北杜市長が行った井戸設置許可申請に係る平成29年5月15日付け北杜ま推第136-1号許可通知書による処分に対する審査請求について

(2) その他

5 閉会のことば

公開・非公開の別 非公開

非公開の理由 公正な審査のため、北杜市行政不服審査会条例第8条の規定により  
非公開

審議内容

- ・ 坂本会長を議長とし、議事進行を行う。
- ・ 審議案件「北杜市長が行った井戸設置許可申請に係る平成29年5月15日付け北杜ま推第136-1号許可通知書による処分に対する審査請求について」の経過及び審理員意見書について事務局より説明
- ・ 答申の内容について協議

質疑

委 員 協定書を締結するようになった経緯は？

事務局 旧町村時代にはやっていた町村、やっていなかった町村があるが、付近の井戸から水が出なくなった、水質に問題が出たといった問題を防ぐために、合併して以降は締結をお願いするようになった。

委員 協定書の締結について定めた条例や規則はないようだが、要綱や事務手順の中で何か決められているのか？

事務局 直接根拠となるものはない。北杜市地下水採取の適正化に関する条例の第7条に地下水採取に係る許可基準として8項目あり、協定書を締結することによってこれらの内容に関して問題がないか確認できるという意味で、お願いとして協定書の締結を呼びかけているということ。

委員 許可処分に制限を加えるような市からの働き掛けというのはあるのか？つまり、審査請求人が強制的と受け取れるような状況というのはあるか？

事務局 協定を結ばなくて許可を出したという事例は初めてだったようであり、職員も大変戸惑ったようである。不慣れだった中で、協定を結んでくれなければ困るといったような発言があったのかも知れないが、結局、内部で協議して、その他の資料で条例の要件を満たすことが確認できたため、今回、許可自体は出した。

委員 実際、井戸の掘削はもう終わっているのか？

事務局 その後、着工届は出ていないと担当課から聞いているので、準備をしているか始めたくらいだと思われる。

委員 審査請求人に対して、協定書の締結について事前に伝えていたのか、事後に伝えたのかという点についてはどうか？

事務局 窓口において、協定書を結んで最終的には許可書が出ますという話しはさせていただいているが、法的根拠がないのではないかということで、協定は結びたくないと。最終的には資料が整っていて、基準は満たしているという中で許可を出して、一文特記事項に書いたという流れである。事前には知っていた。

委員 許可の条件だと思い込んでしまう可能性もあるということか？

事務局 そうである。

会長 本来、審査会は行政処分を扱うが、今回は行政指導のようである。なぜこの審査会が行われているのか、その辺を説明してほしい。

事務局 そこが今回の論点、焦点になるかと思われる。行政指導はあくまで任意の協力を求めるもので、処分庁であるまちづくり推進課としては許可を出しており、あくまで行政指導だというのが主張である。ただ、審査請求人としては、許可書の中に特記事項として協定書を締結すると書いてあればこれは処分に該当するのではないかとっており、そこをどう判断するのかということだと思う。

事務局 資料1の2ページ3番の(2)が本人の主張で、「本件特記事項部分が行政指導であるとしても、当該指導は公平性を欠くとともに比例原則に反した内容であるから、行き過ぎた過大な行政指導として不当、違法なものである。また、本件許可処分にかかる許可通知書は、その体裁上、行政処分に行政指導が盛り込まれる形となっているため、事実上、当該行政指導を強制することにつながる。このことは、行政指導の任意性に反するものであるから、やはり不当、違法である。」というところであり、このため審査会の開催に至ったところである。

委員 この審査会がどこまで立ち入ることができるのかは大変重要なところ。附帯的な問題である協定書の問題まで議論を進めていいのか？

事務局 審査会にお願いする事項としては、審理員の意見書が妥当かどうかということによろしいかと思う。許可書の文言の部分(特記事項)はあくまで行政指導であるという結論だが、その部分について皆さんがどのようにお考えになるかという議論の進め方によろしいかと思う。

委員 最近の裁判例として、行政処分だから行政訴訟の対象、行政指導だから対象外と最初から分けるのではなく、実質上、行政指導だけれどもそれが許可の条件になっている場合などは、それも含めて行政処分なのだというように実質で判断することが多い。結局これで本人が不利益を受けたのかどうかという点が大きいと思う。

会長 概ね意見等が出尽くしたようだが、内容としては、審理員の意見書を支持するというところによろしいか？

事務局 審理員の意見書の内容を支持するという内容の答申案を作らせていただきたい。

会長 答申案について、事務局の申し上げたとおりでよろしいか？

委員 (全委員が了承)

会長 今回の件については、事務局の申し上げた内容で決定する。